

	労働安全衛生法 定期健康診断	高齢者医療確保法 特定健康診査 特定保健指導
実施主体	事業者	医療保険者
措置の性格	義務	義務
対象者	すべての労働者	被保険者（労働者）およびその被扶養者（年齢制限があり、保健指導はハイリスク者に限定）
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少
内容	<p>定期健康診断計画</p> <p>定期健康診断（すべての労働者）</p> <p> 医師の意見聴取（義務） （就業区分） ① 通常勤務⇒通常勤務のまま ② 就業制限（*） ③ 要休業⇒休業 </p> <p>（*）就業上の措置の決定 労働者の実情を考慮して 就業場所の変更、 作業の転換、 労働時間の短縮などを行う。 プライバシーに配慮しつつ、 職場環境の改善につなげる。</p> <p> 保健指導の実施（努力義務） 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある労働者に対して行う </p>	<p>特定健康診査等実施計画</p> <p>↓</p> <p>特定健康診査（40～74歳）</p> <p>↓</p> <p>対象者（ハイリスク者等）の選定</p> <p>特定保健指導（義務）</p> <p> 情報提供 </p> <p> 動機付支援 積極的支援 </p> <p> 計画作成 ↓ 実践的指導 ↓ 個人評価 </p> <p> 計画作成 ↓ 実践的指導 ↓ 継続支援 ↓ 個人評価 </p> <p>↓（6か月支援） 評価・改善</p>